

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 24 年 1 月 30 日作成)

法令名	林業経営基盤の強化等の促進のための資金融通等に関する暫定措置法																
根拠条項	第 3 条第 1 項																
許可等の種類	林業経営改善計画の認定																
法令の定め	林業を営む者は、林業経営改善計画を作成し、これを当該林業経営改善計画の対象とする森林の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該林業経営改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。																
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ○「林業経営基盤の強化等の促進のための資金融通等に関する暫定措置法」 第 3 条第 3 項 別紙 ○「林業経営改善計画取扱要領」(昭和 54 年 1 月 20 日付け林業第 922 号) 第 2 の 4 別紙 																
標準処理期間	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">総 期 間</td> <td style="width: 15%;">2 4</td> <td style="width: 15%;">(日)・月</td> <td style="width: 55%;">(注：休日は含まない。)</td> </tr> <tr> <td>経由機関</td> <td></td> <td>日・月</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td></td> <td>日・月</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td>2 4</td> <td>(日)・月</td> <td>()</td> </tr> </table>	総 期 間	2 4	(日)・月	(注：休日は含まない。)	経由機関		日・月	()	協議機関		日・月	()	処分機関	2 4	(日)・月	()
総 期 間	2 4	(日)・月	(注：休日は含まない。)														
経由機関		日・月	()														
協議機関		日・月	()														
処分機関	2 4	(日)・月	()														
処分担当課	水産林務部林務局林業木材課流通加工グループ (電話番号：011-231-4111 (内線28-572)) 各(総合)振興局産業振興部林務課																
申請先	水産林務部林務局林業木材課流通加工グループ (電話番号：011-231-4111 (内線28-572)) 各(総合)振興局産業振興部林務課																
問い合わせ先	水産林務部林務局林業木材課流通加工グループ (電話番号：011-231-4111 (内線28-572)) 各(総合)振興局産業振興部林務課																
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rmm/gyouseitetudukihou.htm)																

(別紙)

○ 林業経営基盤の強化等の促進のための資金融通等に関する暫定措置法

第3条第3項

都道府県知事は、第一項の認定の申請があつたときは、その申請に係る事項が次の各号の要件を満たす場合に限り、同項の認定をするものとする。

- 一 林業経営改善計画が基本構想に照らし適切なものであること。
- 二 林業経営改善計画が適正に作成されており、かつ、申請者がこれを達成する見込みが確実であること。
- 三 申請者が林業経営改善計画を達成するためには、第五条第一項から第四項まで、第六条第一項第一号若しくは第二号又は第九条第一項に規定する資金の貸付けを受けることが必要であること。

○ 林業経営改善計画取扱要領

(昭和54年11月20日付け林業第922号)

(「最終改正」平成24年6月12日付け林業木材第382号)

第2の4(認定基準)

改善計画の認定基準は、法第3条第3項に規定されているが、次の事項に留意するものとする。

- (1) 改善計画に記載された3の(2)イからエまでの目標が、いずれをとっても基本構想で定める「林業経営の類型ごとの指標」と同水準以上であることが望ましい。
- (2) 林業経営の改善に関する目標の達成が、林業経営の現状、経営規模、生産方式等の計画に掲げられた各事項間との整合性、林業労働力の調達の実現性等からみて確実であると見込まれること。
- (3) 森林法第5条の地域森林計画に即したものであること。
- (4) 伐採、造林等の林業生産活動及び林道、作業道等の生産基盤の整備が適正、かつ、合理的に計画されていること。
- (5) 所要資金の額及び調達方法が林業経営の改善を確実に遂行するために適切なものであること。
- (6) 改善計画が基本構想に照らして適切であるかどうかを判断する基準は次のとおりである。
 - ア 「林業経営の規模の拡大等に関する目標」については、基本構想で示された類型ごとの指標の経営規模を上回る場合は当然適切なものと判断するが、下回る場合でも、目標とする経営規模がおおむね指標の経営規模に近い水準で、結果的に所得水準等基本構想における林業経営基盤の強化に関する目標が達成されると見込まれるときは、これを適切と判断して差し支えない。
 - イ 「生産方式の合理化に関する目標」については、基本構想で示された類型ごとの生産方式におおむね準拠している場合には適切なものと判断する。なお、基本構想で示された生産方式以外の新しい生産方式等を取り入れている場合は、その生産方式による効果を見込んだ上で適切であるかどうかを判断して差し支えない。
 - ウ 「経営管理の合理化に関する目標」及び「事業実行方式の改善に関する目標」については、当該申請者が経営の改善に努め、基本構想で示されたこれらに関する指標に向かって努力を続けるものと見込まれる場合に、これを適切と判断して差し支えない。
 - エ 改善計画に記載された所得及び労働時間そのものは認定の基準にはしないものとし、改善計画に記載された内容を総合的に勘案して、基本構想で示された目標所得を実現し得るか否か、また、基本構想で示された目標労働時間で当該目標所得を実現し得るか否かを判断するものとする。
 - オ 基本構想で示された経営類型に該当しない経営の改善計画の認定に当たっては、類似の経営類型をもとに判断するものとするが、類似のものが無いときは、目標とする所得が当該改善計画に記載された内容を総合的に勘案して実現し得るか否かを判断するものとする。
 - カ 現在の経営が基本構想で示された指標をすでに上回る者からの申請については、当該申請に係る改善計画の内容が一層の経営改善を図ろうとするものであれば、適切であると判断するものとする。
- (7) (3)の規定については、林業経営改善計画の対象とする森林について森林法(昭和26年法律第249号)第11条の森林経営計画の認定(同法第12条第3項において準用する同法第11条第5項の変更を

含む。以下同じ。)を受けている場合にあつては、改善計画に記載された林業経営の改善に関する目標を達成するため必要な事項が当該認定に係る森林経営計画に即しているか否かにより判断するものとし、経営計画の認定を受けていない場合にあつては、3年以内に認定を受けることが確実であると認められる場合に限りその適否を判断するものとする。

ただし、公庫が貸し付ける林業経営育成資金の特例を受けようとする者にあつては、林地保有の合理化に寄与するものとして林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行規則(平成5年農林水産省令第35号。)第2条で定める森林の取得についての措置の要件について、次のア及びイを同時に満たす森林の取得についての措置に限りその適否を判断するものとする。なお、アの(ア)及び(ウ)に定める森林の取得についてその適否を判断しようとするときは、事前に森林整備市町村の長との間で、間伐又は保育についての措置についての勧告の有無の確認等連絡調整を図るものとする。ア「林業上の利用の増進を図る必要がある森林」とは、以下のいずれかの森林であること

(ア) 森林法第10条の10第2項の規定により定められた要間伐森林

(イ) 森林法第39条の4第1項第1号の規定により定められた要整備森林

(ウ) その他地域において標準的と認められる施業体系(森林法第5条の地域森林計画、森林法第10条の5の市町村森林整備計画等)からみて間伐・保育等の施業管理が適切に行われていない森林

(エ) 上記(ア)から(ウ)の森林と当該借受者が既に所有している森林の間に介在しており一体的に取得する必要があると認められる森林。ただし、上記(ア)から(ウ)の要件に該当する森林の面積を上回らないものである場合に限る。

イ「地形その他の自然的条件及び林道の開設その他の林業生産の基盤の整備の状況からみて法第5条第3項に規定する資金の貸付けを受けようとする者が森林所有者である森林と一体として効率的に施業を行うことが可能である森林」とは、当該借受者が所有している森林と隣接している森林、同一の小流域に所在する森林、同一の林道の利用区域内に所在する森林等であつて、借受者が所有する森林と一体として施業が行われ得る団地的まとまりを有していると認められるものであること

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 24 年 1 月 30 日作成)

法令名	林業経営基盤の強化等の促進のための資金融通等に関する暫定措置法
根拠条項	第 4 条第 1 項
許認可等の種類	木材の生産又は流通の合理化を図るための計画（事業経営改善計画）の認定
法令の定め	<p>第四条 都道府県知事は、第二条の二第三項の規定により基本構想を公表した場合には、その管轄する都道府県の区域内に住所を有する次に掲げる者の申請に基づき、その者の作成する木材の生産又は流通の合理化を図るための計画（以下「合理化計画」という。）であつて生産行程の改善、経営管理の合理化その他の事業の経営改善に関する措置を内容とするものが適当である旨の認定をすることができる。</p> <p>一 森林組合、森林組合連合会又はその他の森林所有者（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第二項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。）の組織する団体</p> <p>二 森林所有者</p> <p>三 素材生産業、木材製造業若しくは木材卸売業を営む者又は木材取引のために開設される市場（政令で定めるものに限る。）を開設する者（以下「市場開設者」という。）の組織する団体</p> <p>四 素材生産業、木材製造業若しくは木材卸売業を営む者又は市場開設者</p> <p>五 前各号に掲げる者のほか、これらの者に準ずる者として政令で定めるもの</p>
審査基準	<p>○「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について」（昭和 54 年 8 月 23 日付け 54 林野企第 83 号林野庁長官通知）第 7 の 8 の（1）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>都道府県は、法、令及び規則、次官通知並びにこの通知に従って木材産業等高度化推進資金制度の実施のために必要な事項を定めるものとする。</p> </div> <p>○「合理化計画取扱要領」（平成 24 年 2 月 27 日制定） 第 3 の 1 別紙</p>
標準処理期間	<p>総期間 24 ㊦・月（注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 日・月（ ）</p> <p>協議機関 日・月（ ）</p> <p>処分機関 24 ㊦・月（ ）</p>
処分担当課	水産林務部林務局林業木材課流通加工グループ（電話番号：011-231-4111（内線28-572）） 各（総合）振興局産業振興部林務課
申請先	水産林務部林務局林業木材課流通加工グループ（電話番号：011-231-4111（内線28-572）） 各（総合）振興局産業振興部林務課
問い合わせ先	水産林務部林務局林業木材課流通加工グループ（電話番号：011-231-411（内線28-572）） 各（総合）振興局産業振興部林務課
備考	（公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/gyouseitetudukihou.htm ）

(別紙)

○ 合理化計画取扱要領

平成24年2月27日制定

[最終改正] 平成24年6月12日付け林業木材382号

第3 合理化計画の認定基準

知事は、合理化計画の認定にあたっては、次の事項に留意するものとする。

1 事業経営改善計画

(1) 共通の基準（ア及びイの両者を満たすことが必要）

ア 事業の経営改善の基本的方向が、法第2条の2の北海道知事の定める基本構想に照らし適切なものであり、その実施が確実と見込まれること。

イ 所要資金の額及び調達方法が事業の経営改善を確実に遂行するために適切なものであること。

(2) 高度化推進資金貸付要綱第4条(1)の事業経営改善合理化資金を借り受けようとする者に係る基準

ア 素材生産等促進資金（高度化推進資金貸付要綱第4条(1)のアの資金）

素材の生産、若しくは木材製品の引取り又は素材若しくは木材製品の加工に係る当該事業体における事業に直接従事する従業員一人当たりの取扱規模（木材製品の規格化を推進するため、JAS認定業者等にあつては、木材JAS製品の生産の規模を含む。）が増大すると見込まれること。

イ 素材転換促進資金（高度化推進資金貸付要綱第4条(1)のイの資金）

国産材の取扱量が増加するように計画し、その達成が確実と見込まれること。

ウ 間伐等促進資金（高度化推進資金貸付要綱第4条(1)のウの資金）

間伐等に係る素材生産、間伐材等の素材若しくはこれらに係る製品の引取り又は間伐材等の素材若しくはこれらに係る製品の加工に係る当該事業体における事業に直接従事する従業員一人あたりの取扱規模が増大すると見込まれること。ただし、森林所有者にあつては、その所有する森林面積がおおむね30ha以上であつて、主伐の促進が計画されていること。

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成24年11月30日作成)

法令名	林業経営基盤の強化等の促進のための資金融通等に関する暫定措置法
根拠条項	第4条第2項
許認可等の種類	木材の生産又は流通の合理化を図るための計画（構造改善計画）の認定
法令の定め	<p>都道府県知事は、第二条の二第三項の規定により基本構想を公表した場合には、その管轄する都道府県の区域内に住所を有する前項各号に掲げる者と次に掲げる者との共同の申請に基づき、これらの者の作成する合理化計画であつて事業の協業化、安定的な取引関係の確立による事業規模の拡大その他の木材の生産部門又は流通部門の構造改善に関する措置を内容とするものが適当である旨の認定をすることができる。</p> <p>一 前項各号に掲げる者</p> <p>二 地方公共団体の出資又は拠出に係る法人で地域の林業の振興を図ることを目的とするもの</p> <p>三 関連業種（その業種に属する事業と木材製造業又は木材卸売業との関連性が高いことその他の政令で定める基準に該当するものとして農林水産省令で定める業種をいう。）に属する事業を行う者（以下「関連事業者」という。）又は関連事業者の組織する団体</p>
審査基準	<p>○「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について」（昭和54年8月23日付け54林野企第83号林野庁長官通知）第7の8の（1）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"><p>都道府県は、法、令及び規則、次官通知並びにこの通知に従って木材産業等高度化推進資金制度の実施のために必要な事項を定めるものとする。</p></div> <p>○「合理化計画取扱要領」（平成24年2月27日制定） 第3の2 別紙</p>
標準処理期間	<p>総期間 24 ㊦・月（注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 日・月（ ）</p> <p>協議機関 日・月（ ）</p> <p>処分機関 24 ㊦・月（ ）</p>
処分担当課	水産林務部林務局林業木材課流通加工グループ（電話番号：011-231-4111（内線28-572）） 各（総合）振興局産業振興部林務課
申請先	水産林務部林務局林業木材課流通加工グループ（電話番号：011-231-4111（内線28-572）） 各（総合）振興局産業振興部林務課
問い合わせ先	水産林務部林務局林業木材課流通加工グループ（電話番号：011-231-4111（内線28-572）） 各（総合）振興局産業振興部林務課
備考	（公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/gyouseitetudukihou.htm ）

(別紙)

○ 合理化計画取扱要領

平成24年2月27日制定

[最終改正] 平成24年6月12日付け林業木材382号

第3 合理化計画の認定基準

知事は、合理化計画の認定にあたっては、次の事項に留意するものとする。

2 構造改善計画

(1) 共通の基準 (ア、イ及びウの全てを満たすことが必要)

ア 共同申請する事業体間において、立木の購入又は素材若しくは木材製品の引取りについて、長期かつ安定的な供給・引取に関する契約、協定等が締結されており、その実施が確実と見込まれること。ただし、関連事業者又はその組織する団体が共同申請者の場合には、関連事業者又はその組織する団体と他の共同申請者との間に、長期かつ安定的な木材製品の供給、情報提供等に関する契約、協定等が締結されており、その実施が確実と見込まれること。

イ 所要資金の額及び調達方法が木材の生産部門又は流通部門の構造改善を確実に遂行するために適切なものであること。

ウ 構造改善計画の申請前に当該構造改善計画の申請者と同一の者が申請者である構造改善計画が認定されていないこと。

(2) 高度化推進資金貸付要綱第4条(5)の構造改善合理化資金を借り受けようとする者に係る基準

ア チップ等安定供給資金 (高度化推進資金貸付要綱第4条(5)のアの資金)

申請者のうち資金を借り受けようとする者の事業規模が拡大することが確実と見込まれること。

イ 木材高度加工資金 (高度化推進資金貸付要綱第4条(5)のイの資金) (a、b及びcの全てを満たすことが必要)

a (1)のアの契約、協定等に係る供給量が、資金を借り受けようとする者(関連事業者又はその組織する団体を除く。)の素材の年間生産量又は素材若しくは木材製品の年間取扱量の1割以上であること。

b 申請者のうち資金を借り受けようとする者の事業規模が拡大することが確実と見込まれ、かつ、構造改善計画の計画期間内に素材の年間生産量又は素材若しくは木材製品の年間取扱量がおおむね2割以上拡大すること。

c 素材又は木材製品の加工を行う事業体が、高次加工機械等の活用又は合併等を行うこと又は木材JAS製品、乾燥材等の生産を行う事業体が高度加工を行うことにより、体質強化を確実に図ると見込まれること。

ウ 原木確保協定促進資金 (高度化推進資金貸付要綱第4条(5)のウの資金) (a及びbの両者を満たすことが必要)

a (1)のアの契約、協定等が木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成8年法律第47号)第4条第1項に規定する知事の認定を受けた木材安定供給確保事業に関する計画の内容と整合していること。

b 申請者のうち資金を借り受けようとする者の事業規模が拡大することが確実と見込まれ、かつ、構造改善計画の計画期間内に素材の年間生産量又は素材若しくは木材製品の年間取扱量がおおむね2割以上拡大すること。